

新	旧
<p>対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 認定後の事務等</p> <p>(1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。</p> <p>(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれらの記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p>	<p>対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成28年2月5日</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 認定後の事務等</p> <p>(1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。</p> <p>(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等</p> <p>ア (略)</p>

<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>(3)~(5)(略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申請様式) (略)</p> <p>1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式) (略)</p> <p>1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式1~6)(略)</p> <p>別添1~4 (略)</p> <p>別添5 <u>電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続</u></p> <p>1 <u>輸出計画書の提出</u> <u>食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。</u></p> <p>(1) <u>輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載するこ</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)~(5)(略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申請様式) (略)</p> <p>1 と畜場の所在地、名称及び法人番号 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式) (略)</p> <p>1 食肉処理場の所在地、名称及び法人番号 2、3(略)</p> <p>(別紙様式3~6)(略)</p> <p>別添1~4 (略)</p>
--	--

と。

(2)一つの輸出計画書に、同一の当該食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3)輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2 食肉衛生証明書の発行申請

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1)申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2)食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

[別記様式5]

年 月 日

食肉衛生検査所長 / 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

印

法人にあってはその名称、所在地及び

代表者氏名

食肉輸出計画書

平成 年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名:

担当者氏名:

電話番号:

E-mailアドレス:

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量

新	旧
<p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成17年12月12日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成17年12月12日 (最終改正日)平成25年12月27日</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 対カナダ輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者(以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしていることを示す資料を添付して厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>(以下「生活衛生・食品安全部長」という。)に申請する。</p> <p>(2) 都道府県知事等は、提出に当たり、副申とともに申請と畜場等における都道府県又は保健所を設置する市(以下「都道府県等」という。)の検査体制に関する資料を添付するものとする。</p> <p>(3) <u>生活衛生・食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしていることを確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知するとともに、カナダ食品検査庁に通知する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 対カナダ輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者(以下「設置者」という。)は、あらかじめ当該施設を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以下「都道府県知事等」という。)を経由して、本要綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしていることを示す資料を添付して厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>に申請する。</p> <p>(2) 都道府県知事等は、提出に当たり、副申とともに申請と畜場等における都道府県又は保健所を設置する市(以下「都道府県市」という。)の検査体制に関する資料を添付するものとする。</p> <p>(3) <u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件及び都道府県市の検査体制について書類審査及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしていることを確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知するとともに、カナダ食品検査庁に通知する。</p> <p>(4) (略)</p>

<p>3 認定の要件</p> <p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 食肉衛生関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食肉検査関係</p> <p>(ア) 厚生労働省があらかじめ<u>都道府県等</u>の推薦を受けて対カナダ輸出食肉を検査する検査員として指名したと畜検査員(以下「指名検査員」という。)によって、別に定める方法により、当該と畜場等とさつ・解体及び分割されるすべての獣畜及び食肉についての検査が実施されていること。</p> <p>(イ)(略)</p> <p>(ウ) 別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 <u>指名検査員</u>による検証」を実施すること。</p> <p>(エ)、(オ)(略)</p> <p>(2) 家畜衛生関係</p> <p>ア と畜場は、カナダ食品検査庁が牛疫又は口蹄疫の汚染地域と指定した地域(以下「牛疫等汚染地域」という。)で生産され、若しくは飼養され、又は船舶等による輸送によりこれらの汚染地域に寄港若しくは陸揚げされた動物を受け入れていないこと。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>4 認定等の手続</p> <p>(1) と畜場等の設置者の申請手続</p> <p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理場にあつては別紙様式2に</p>	<p>3 認定の要件</p> <p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 食肉衛生関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食肉検査関係</p> <p>(ア) 厚生労働省があらかじめ<u>都道府県知事等</u>の推薦を受けて対カナダ輸出食肉を検査する検査員として指名したと畜検査員(以下「指名検査員」という。)によって、別に定める方法により、当該と畜場等とさつ・解体及び分割されるすべての獣畜及び食肉についての検査が実施されていること。</p> <p>(イ)(略)</p> <p>(ウ) 別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 <u>行政機関</u>による検証」を実施すること。</p> <p>(エ)、(オ)(略)</p> <p>(2) 家畜衛生関係</p> <p>ア と畜場は、カナダ食品検査庁が牛疫又は口蹄疫の汚染地域と指定した地域(<u>別表の2</u>、以下「牛疫等汚染地域」という。)で生産され、若しくは飼養され、又は船舶等による輸送によりこれらの汚染地域に寄港若しくは陸揚げされた動物を受け入れていないこと。</p> <p>イ~エ (略)</p> <p>4 認定等の手続</p> <p>(1) と畜場等の設置者の申請手続</p> <p>対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとすると畜場等の設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理場にあつては別紙様式2に</p>
--	---

より当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して生活衛生・食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）あて提出する。

(2) 都道府県等の提出手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする畜場等の設置者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて生活衛生・食品安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4) と畜場等の認定及び指名検査員の指名

ア (略)

イ 指名検査員の指名

厚生労働省は、書類審査及び現地調査により、都道府県等から推薦されたと畜検査員により、と畜場等で実施されている食肉の検査等が適当であると認められる場合には、当該と畜検査員をカナダに向け認定と畜場等の指名検査員として指名し、併せて指名検査員の中から対カナダ食肉衛生証明書の署名者として指名し、各と畜場毎にリストを作成して都道府県等に通知する。

より当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）あて提出する。

(2) 都道府県市の提出手続

対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする畜場等の設置者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4) と畜場等の認定及び指名検査員の指名

ア (略)

イ 指名検査員の指名

厚生労働省は、書類審査及び現地調査により、都道府県知事等から推薦されたと畜検査員により、と畜場等で実施されている食肉の検査等が適当であると認められる場合には、当該と畜検査員をカナダに向け認定と畜場等の指名検査員として指名し、併せて指名検査員の中から対カナダ食肉輸出証明書の署名者として指名し、各と畜場毎にリストを作成して都道府県知事等あてに通知するとともに、カナダ食品検査庁あて通知する。

5 認定後の事務等

(1) 検査申請

認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号）第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。

(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア (略)

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地等が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

ウ (略)

エ (略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(3) 検査結果及び輸出量の報告

都道府県等は毎月10日までに前月分の検査結果等を認定と畜場等毎に別紙様式6により地方厚生局あて報告する。

(4) (略)

5 認定後の事務等

(1) 検査申請

認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号）第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。

(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(3) 検査結果及び輸出量の報告

都道府県市は毎月10日までに前月分の検査結果等を認定と畜場等毎に別紙様式6により地方厚生局あて報告する。

(4) (略)

(5) 変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県等は4の(2)に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年月日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
(略)

- 1 と畜場の所在地及び名称(法人にあつては法人番号)
2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年月日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
(略)

- 1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあつては法人番号)
2、3(略)

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年月日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
(略)

(5) 変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県市は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県市は4の(2)に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年月日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
(略)

- 1 と畜場の所在地及び名称
2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年月日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
(略)

- 1 食肉処理場の所在地及び名称
2、3(略)

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年月日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
(略)

(別紙様式4~5)(略)

(別紙様式6 報告様式)

年月日

厚生局長 殿

都道府県等衛生主管部局長

(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

1 検印等の承認

(1) 検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、生活衛生・食品安全部長にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2) 容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、生活衛生・食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2 検印等の保管・管理

(1) 都道府県等は、承認を受けた検印について、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を

(別紙様式4~5)(略)

(別紙様式6 報告様式)

年月日

厚生局長 殿

都道府県市衛生主管部局長

(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

1 検印等の承認

(1) 検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2) 容器包装に印刷する検査済証

都道府県市は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2 検印等の保管・管理

(1) 都道府県市は、承認を受けた検印について、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を

<p>作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。 (略)</p> <p>(2) 都道府県等は、承認を受けた封印シールについて、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>3 格付印等 格付印その他枝肉等に使用される印については、都道府県等より厚生労働省にその印影を届け出なければならない。</p> <p>〔別記様式1～4〕 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>別添5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続</u> (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>〔別記様式5〕 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。 (略)</p> <p>(2) 都道府県市は、承認を受けた封印シールについて、その大きさ、形、通し番号、作成年月日を記した保管台帳を作成し、その写しを厚生労働省に届け出なければならない。</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>3 格付印等 格付印その他枝肉等に使用される印については、都道府県市より厚生労働省にその印影を届け出なければならない。</p> <p>〔別記様式1～4〕 (略)</p> <p>第2 (略)</p>
---	---

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱（平成19年2月15日食安発第0215001号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成19年2月15日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱</p> <p>(作成日)平成19年2月15日 (最終改正日)平成27年1月15日</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 対香港輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ当該施設を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）を経由して、本要綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしていることを示す資料を添付して厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>（以下「<u>生活衛生・食品安全部長</u>」という。）に申請する。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) <u>生活衛生・食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしていると確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知するとともに、香港食物環境衛生署あて製品の動線及び製造工程を記した英語の図面、香港向け食肉の製造に係る分別管理に関する英語の資料並びに製造工程の動画を添付して通知する。</p> <p>(4)(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 対香港輸出食肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ当該施設を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）を経由して、本要綱で定める食肉衛生及び家畜衛生に係る要件を満たしていることを示す資料を添付して厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>に申請する。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) <u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>は、申請と畜場等に係る要件及び都道府県等の検査体制について書類審査及び現地調査の上、本要綱で定める要件を満たしていると確認した場合は、その旨を都道府県知事等を通じ設置者に通知するとともに、香港食物環境衛生署あて製品の動線及び製造工程を記した英語の図面、香港向け食肉の製造に係る分別管理に関する英語の資料並びに製造工程の動画を添付して通知する。</p> <p>(4)(略)</p>

3 認定の要件

(1) 食肉衛生関係

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)、(イ)(略)

(ウ)別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 指名検査員等による検証」を実施すること。

(エ)、(オ)(略)

(2)(略)

4 認定等の手続

(1) と畜場等の設置者の申請手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする者等は、と畜場等においては別紙様式1により、食肉処理場においては別紙様式2により当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して生活衛生・食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2) 都道府県等の提出手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする者等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて生活衛生・食品安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あ

3 認定の要件

(1) 食肉衛生関係

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

ア (略)

イ 食肉検査関係

(ア)、(イ)(略)

(ウ)別添3のうち、第1から第3までが適正に実施されているか検証するため、「第4 行政機関による検証」を実施すること。

(エ)、(オ)(略)

(2)(略)

4 認定等の手続

(1) と畜場等の設置者の申請手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする者等は、と畜場等においては別紙様式1により、食肉処理場においては別紙様式2により当該と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「地方厚生局」という。)あて提出する。

(2) 都道府県等の提出手続

対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等としての認定を受けようとする者等は、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料を添えて厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地

て提出する。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)(略)

5 認定後の事務等

(1) 検査申請

認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合においては、別添5によることとする。

(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア (略)

イ 検査を合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に製品を搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「x x x」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けて食肉衛生証明書を再発行する。

ウ (略)

エ (略)

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食

方厚生局あて提出する。

(3) 審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所に派遣し、現地調査を実施する。

(4)(略)

5 認定後の事務等

(1) 検査申請

認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。

(2) 輸出食肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

(3)(4)(略)

(5) 変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県等は4の(2)に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を生活衛生・食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)

2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)

2、3(略)

(3)(4)(略)

(5) 変更の届出

ア と畜場等の設置者は4の(1)に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県市は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

イ 都道府県市は4の(2)に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

1 と畜場の所在地及び名称

2、3(略)

(別紙様式2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

1 食肉処理場の所在地及び名称

2、3(略)

- 15 -

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

(別紙様式4~6)(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

1 検印等の承認

(1) 検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、生活衛生・食品安全部長にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2) 容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、生活衛生・食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2、3(略)

(別記様式1~4)(略)

第2 (略)

(別紙様式3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

(別紙様式4~6)(略)

別添1~3 (略)

別添4 不正の防止基準

第1 検印等

1 検印等の承認

(1) 検印及び封印シール

都道府県知事等は認定を受けたと畜場等毎に、検査に合格した枝肉等に押印する認定番号をいれた検印(別記様式1)を作成し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長にその印影を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

(2) 容器包装に印刷する検査済証

都道府県等は認定を受けたと畜場等毎に、製品の容器包装に印刷する検査済証(別記様式3)及び必要な表示事項(別記様式4)の印刷見本をあらかじめ作成し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長にその印刷見本を届け出て、承認を得なければならない。

(略)

2、3(略)

(別記様式1~4)(略)

第2 (略)

- 16 -

別添5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続
 (略: 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に
 同じ。)

[別記様式5]
 (略: 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式
 5に同じ。)

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領 (平成21年2月18日食安発第0218001号別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領</p> <p>(作成日)平成21年2月18日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領</p> <p>(作成日)平成21年2月18日</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手続について (1)(略) (2)都道府県知事等は、上記(1)の申出を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。 ア～エ(略) (3)、(4)(略)</p>	<p>2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手続について (1)(略) (2)都道府県知事等は、上記(1)の申出を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省医薬局食品安全部長あて報告する。 ア～エ(略) (3)、(4)(略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1)UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、</p>	<p>4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1)UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下、「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。</p>

<p>電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)検査に合格した牛肉を選定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けて食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p> <p>(6)未記入の証明書様式については、不正等を防止するため、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都道府県等において、適切に管理すること。</p> <p>(7)(略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(2)(略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)未記入の証明書様式については、不正等を防止するため、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都道府県市において、適切に管理すること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) 1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)</p>	<p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) 1 と畜場の所在地及び名称 2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)</p>

<p>(略) 1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県等報告様式) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 都道府県知事等名</p> <p>(略) 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式3)(略)</p> <p>(別紙様式4 食肉輸出計画書) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>(略) 1 食肉処理場の所在地及び名称 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県市報告様式) 年 月 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 都道府県知事市長名</p> <p>(略) 1 と畜場及び食肉処理場の所在地及び名称 2、3(略)</p> <p>(別紙様式3)(略)</p>
--	--

新	旧
<p>対シンガポール輸出食肉の取扱要領</p> <p>（作成日）平成21年5月14日 （最終改正日）平成28年6月3日</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 認定後の事務等</p> <p>（1）検査申請</p> <p>認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあつては別紙様式1-1による検査申請書を、豚肉にあつては別紙様式1-2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。なお、<u>電子メールにより申請を行う場合に</u>あつては、<u>別添1によることとする。</u></p> <p>（2）輸出食肉に係る食肉衛生証明書の発行等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者より</u></p>	<p>対シンガポール輸出食肉の取扱要領</p> <p>（作成日）平成21年5月14日 （最終改正日）平成27年1月23日</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 認定後の事務等</p> <p>（1）検査申請</p> <p>認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあつては別紙様式1-1による検査申請書を、豚肉にあつては別紙様式1-2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。</p> <p>（2）輸出食肉に係る食肉衛生証明書の発行等</p> <p>ア（略）</p>

<p><u>これら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>ウ、エ（略）</p> <p>オ <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書等に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書等を返納するものとする。</u></p> <p>カ～ケ（略）</p> <p>（3）厚生労働省の現地査察等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 輸出食肉検査担当官は、<u>別添2</u>チェックリストにより、業務が適正に実施されていることの確認を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（別添1）<u>電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続</u> （略：対米輸出食肉を取り扱つと畜場等の認定要綱別添5に同じ。）</p> <p>（別添2）<u>対シンガポール輸出認定施設査察結果表</u> （略）</p> <p>（別紙様式1-1、1-2、2、3-1、3-2）（略）</p> <p>（別紙様式4 <u>食肉輸出計画書</u>） （略：対米輸出食肉を取り扱つと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。）</p>	<p>イ、ウ（略）</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>（3）厚生労働省の現地査察等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 輸出食肉検査担当官は、<u>別添</u>チェックリストにより、業務が適正に実施されていることの確認を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（別添）<u>対シンガポール輸出認定施設査察結果表</u> （略）</p> <p>（別紙様式1-1、1-2、2、3-1、3-2）（略）</p>
--	---

(別紙2)

施設の名称及び住所 (法人にあっては法人番号)		輸出可能品目	自治体
名称	住所		
施設名： (施設番号：)			

(別紙2)

施設の名称及び住所		輸出可能品目	自治体
名称	住所		
施設名： (施設番号：)			

- 23 -

対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領 (平成21年7月28日食安発0728第1号別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領</p> <p>(作成日)平成21年7月28日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、<u>電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u></p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) <u>検査に合格した牛肉を選定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>(4)(略)</p> <p>(5) <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行っ</u></p>	<p>対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領</p> <p>(作成日)平成21年7月28日 (最終改正日)平成25年8月7日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)(略)</p>

- 24 -

<p>た場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p>	
<p>(6)(略)</p> <p>(7)(略)</p> <p>5 ~ 7 (略)</p> <p>(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱ふと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) 1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (略) 1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 (略) 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地(法人にあっては法人番号) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式3)(略)</p> <p>(別紙様式4 食肉輸出計画書)</p>	<p>(4)(略)</p> <p>(5)(略)</p> <p>5 ~ 7 (略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) 1 と畜場の所在地及び名称 2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (略) 1 食肉処理場の所在地及び名称 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県市報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬食品安全部長 殿 (略) 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地 2、3(略)</p>

<p>(略：対米輸出食肉を取り扱ふと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	
--	--

新	旧
<p>対タイ輸出牛肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成21年10月30日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認定後の事務</p> <p>(1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について</p> <p>ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合には、別添によることとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付で食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>エ (略)</p>	<p>対タイ輸出牛肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成21年10月30日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認定後の事務</p> <p>(1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について</p> <p>ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>

<p>オ <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(2)、(3)(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略)</p> <p>1 と畜場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (略)</p> <p>1 食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 都道府県知事等名</p> <p>(略)</p> <p>1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地(法人にあっては法人番号)</p>	<p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>(2)、(3)(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略)</p> <p>1 と畜場の所在地及び名称</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式) (略)</p> <p>1 食肉処理場の所在地及び名称</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県市報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 都道府県知事市長名</p> <p>(略)</p> <p>1 と畜場及び食肉処理場の所在地及び名称</p>
--	--

<p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式3、4)(略)</p> <p>(別紙様式5 食肉輸出計画書)</p> <p>(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式3、4)(略)</p>
---	-----------------------------------

対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領（平成22年8月9日食安発0809第2号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成21年10月30日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、 別紙様式2により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生 ・食品安全部長あて報告する。 (3)、(4)(略)</p> <p>5 食肉衛生証明書の発行 (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥 肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又 は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に食肉衛 生証明書（別紙様式3）の発行を申請する。なお、電子 メールにより申請を行う場合にあっては、別添によるこ ととする。 (2)(略) (3) 検査に合格した食鳥肉を登録施設の外部の施設に搬出 し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点 で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食</p>	<p>対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成21年10月30日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、 別紙様式2により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あ て報告する。 (3)、(4)(略)</p> <p>5 食肉衛生証明書の発行 (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥 肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又 は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に食肉衛 生証明書（別紙様式3）の発行を申請する。 (2)(略)</p>

<p>肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食鳥肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p> <p>(6)(略)</p> <p>(7)(略)</p> <p>6 登録事項の変更 都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。</p> <p>(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1) (略) 対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式2) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿</p>	<p>(3)(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)(略)</p> <p>6 登録事項の変更 都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。</p> <p>(別紙様式1 と畜場設置者申出様式) (略) 対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式2) 年 月 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿</p>
--	---

<p>(略) 対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式3)(略)</p> <p>(別紙様式4) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>(略) 対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱う施設の名称及び所在地 (日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式3)(略)</p>
---	---

対マカオ輸出豚肉取扱要領（平成22年11月8日食安発1108第1号別紙）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">対マカオ輸出豚肉取扱要領</p> <p style="text-align: center;">（作成日）平成22年11月8日 （最終改正日）平成28年6月3日</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 証明書の発行事務等</p> <p>（1）マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に別紙様式1の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、<u>電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u></p> <p>（2）証明書発行機関は、と畜場又は食肉処理場で適切にとさつ、解体及び分割された豚肉について<u>食肉衛生証明書を発行する。</u></p> <p>（3）<u>検査に合格した豚肉をと畜場又は食肉処理場の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>（4）（略）</p>	<p style="text-align: center;">対マカオ輸出豚肉取扱要領</p> <p style="text-align: center;">（作成日）平成22年11月8日</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 証明書の発行事務等</p> <p>（1）マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に別紙様式の証明書の発行を申請する。</p> <p>（2）証明書発行機関は、と畜場又は食肉処理場で適切にとさつ、解体及び分割された豚肉について<u>証明書を発行する。</u></p> <p>（3）（略）</p>

- 33 -

<p>（5）申請者は、<u>交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）（略）</p> <p>5、6（略）</p> <p>（別添）電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 （略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。）</p> <p>（別紙様式1）（略）</p> <p>（別紙様式2 食肉輸出計画書） （略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。）</p>	<p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>5、6（略）</p> <p>（別紙様式）（略）</p>
---	--

- 34 -

新	旧
<p>対メキシコ輸出牛肉等の取扱要領</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成26年2月17日 （最終改正日）平成28年6月3日</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 認定後の事務等 （1）（略） （2）対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書発行機関に別紙様式3の衛生証明書の発行を申請する。 <u>なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u> イ（略） ウ <u>検査に合格した牛肉等を認定施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けて食肉衛生証明書を再発行する。</u> エ（略） オ <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉等について、ロットの再構成や封印シールの開封等</u></p>	<p>対メキシコ輸出牛肉等の取扱要領</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成26年2月17日</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 認定後の事務等 （1）（略） （2）対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書発行機関に別紙様式3の衛生証明書の発行を申請する。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ（略）</p>

<p><u>を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>カ（略） キ（略） （3）、（4）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（別添）電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 （略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。）</p> <p>（別紙様式1 表示事項印刷見本届出様式） （略） 1 認定施設の所在地及び名称（法人にあっては法人番号） 2（略）</p> <p>（別紙様式2 都道府県等報告様式） 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 （略） 1 認定施設の名称及び所在地（法人にあっては法人番号） 2（略）</p> <p>（別紙様式3、4）（略）</p> <p>（別紙様式5 食肉輸出計画書） （略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。）</p>	<p>キ（略） ク（略） （3）、（4）（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（別紙様式1 表示事項印刷見本届出様式） （略） 1 認定施設の所在地及び名称 2（略）</p> <p>（別紙様式2 都道府県市報告様式） 年 月 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 （略） 1 認定施設の名称及び所在地 2（略）</p> <p>（別紙様式3、4）（略）</p>
--	---

新	旧
<p>対ベトナム輸出食肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成26年2月27日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対ベトナム輸出食肉取扱要領</p> <p>(作成日)平成26年2月27日</p>
<p>1～3 (略)</p> <p>4 対ベトナム輸出食肉取扱施設の登録</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 都道府県知事等は(1)の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式3に別紙様式2及び施設の現状が確認できる書類を添付した上で、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>(以下「生活衛生・食品安全部長」という。)あて報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>5 食肉衛生証明書の発行</p> <p>(1) 対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という)に食肉衛生証明書(牛肉及び牛の内臓にあつては別紙様式4-1、豚肉及び豚の内臓にあつては別紙様式4-2)の発行を申請する。<u>なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 対ベトナム輸出食肉取扱施設の登録</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 都道府県知事等は(1)の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式3に別紙様式2及び施設の現状が確認できる書類を添付した上で、厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>5 食肉衛生証明書の発行</p> <p>(1) 対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という)に食肉衛生証明書(牛肉及び牛の内臓にあつては別紙様式4-1、豚肉及び豚の内臓にあつては別紙様式4-2)の発行を申請する。</p> <p>(2)(略)</p>

<p>(2)(略)</p> <p>(3) <u>検査に合格した食肉を登録施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>(4)(略)</p> <p>(5) <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>(6)(略)</p> <p>(7)(略)</p> <p>6 登録事項の変更</p> <p>都道府県知事等は、登録施設の設置者等が別紙様式2及び加工工程のフローチャート記載事項について変更したときは、遅滞なく、当該内容及び変更日を、<u>生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。</p> <p>7 登録の廃止</p> <p>都道府県知事等は、登録施設が上記3の要件を満たさなくなった場合又は登録施設の設置者等が登録の廃止を申請した場合、登録を廃止するとともに、遅滞なく、当該施設名及び廃止日を、<u>生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。</p> <p>8 (略)</p> <p>(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続</p>	<p>(3)(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5)(略)</p> <p>6 登録事項の変更</p> <p>都道府県知事等は、登録施設の設置者等が別紙様式2及び加工工程のフローチャート記載事項について変更したときは、遅滞なく、当該内容及び変更日を、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。</p> <p>7 登録の廃止</p> <p>都道府県知事等は、登録施設が上記3の要件を満たさなくなった場合又は登録施設の設置者等が登録の廃止を申請した場合、登録を廃止するとともに、遅滞なく、当該施設名及び廃止日を、<u>厚生労働省医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。</p> <p>8 (略)</p>
---	---

<p>(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1) (略) 対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式2)(略)</p> <p>(別紙様式3) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 (略) 対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式4-1、4-2)(略)</p> <p>(別紙様式5) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>(別紙様式1) (略) 対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式2)(略)</p> <p>(別紙様式3) 年 月 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 (略) 対ベトナム輸出食肉を取り扱う施設の名称及び所在地(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) (略)</p> <p>(別紙様式4-1、4-2)(略)</p> <p>(別紙様式5) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>
--	--

対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱(平成26年3月28日食安発0328第13号別紙)新旧対照表

新	旧
<p>対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年3月28日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 衛生証明書の発行事務等 (1) 検査申請 対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管轄する食肉衛生検査所に提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</p> <p>(2) 輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発給等 ア (略) イ <u>検査に合格した食肉を登録施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</u></p>	<p>対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年3月28日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 衛生証明書の発行事務等 (1) 検査申請 対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管轄する食肉衛生検査所に提出する。</p> <p>(2) 輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発給等 ア (略)</p>

<p>ウ (略)</p> <p>エ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>5、6 (略)</p> <p>(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1、2)(略)</p> <p>(別紙様式3) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>5、6 (略)</p> <p>(別紙様式1、2)(略)</p>
---	--

対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱(平成26年5月16日食安発0516第5号別紙)新旧対照表

新	旧
<p>対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年3月28日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対フィリピン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対フィリピン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づく資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。(略) (3)～(6)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1)フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添3によることとする。</p>	<p>対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年5月16日 (最終改正日)平成26年8月28日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対フィリピン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対フィリピン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づく資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。(略) (3)～(6)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1)フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。</p>

(2)(略)	(2)(略)
(3)検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けて食肉衛生証明書を再発行する。	
(4)(略)	(3)(略)
(5)申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。	
(6)(略)	(4)(略)
5～8(略)	5～8(略)
(別添1、2)(略)	(別添1、2)(略)
(別添3)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)	
(別紙様式1と畜場等設置者申請書様式)(略)	(別紙様式1と畜場等設置者申請書様式)(略)
1と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)	1と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)
2、3(略)	2、3(略)
(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)	(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)
年 月 日	年 月 日
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿	厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)	(略)
1と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)	1と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)
2、3(略)	2、3(略)
(別紙様式3～5)(略)	(別紙様式3～5)(略)
(別紙様式6 食肉輸出計画書)	
(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)	

対カタール輸出牛肉の取扱要綱（平成26年8月28日食安発0828第2号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>対カタール輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年8月28日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対カタール輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成26年8月28日</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 対カタール輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対カタール輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>あて報告する。 (略) (3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。<u>なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対カタール輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対カタール輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>あて報告する。(略)</p> <p>(3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。 (2)(略)</p>

- 45 -

<p>(2)(略)</p> <p>(3) <u>検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「xxx」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けて食肉衛生証明書を再発行する。</u></p> <p>(4)、(5)(略)</p> <p>(6) <u>申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</u></p> <p>5、6(略)</p> <p>(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略) 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u> 殿 (略) 1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)</p>	<p>(3)、(4)(略)</p> <p>5、6(略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略) 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u> 殿 (略) 1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)</p>
--	---

- 46 -

2、3(略) (別紙様式3～5)(略) (別紙様式6 食肉輸出計画書) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)	2、3(略) (別紙様式3～5)(略)
--	------------------------

対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱(平成26年12月3日食安発1203第2号別紙)新旧対照表

新	旧
対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱 (作成日)平成26年12月3日 (最終改正日)平成28年6月3日	対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱 (作成日)平成26年12月3日
1 (略)	1 (略)
2 対インドネシア輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対インドネシア輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づく資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。(略)) (3)～(6)(略)	2 対インドネシア輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2)都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対インドネシア輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、別添1に基づく資料及び関係書類を添付して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。(略)) (3)～(6)(略)
3 (略)	3 (略)
4 食肉衛生証明書の発行 (1)インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を	4 食肉衛生証明書の発行 (1)インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。

<p>行う場合にあつては、別添 3 によることとする。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>(4)(5)(略)</p> <p>(6) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p>	<p>(2)(略)</p> <p>(3)(4)(略)</p>
<p>5～8(略)</p> <p>(別添 1、2)(略)</p> <p>(別添 3) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添 5 に同じ。)</p> <p>(別紙様式 1 と畜場等設置者申請書様式)(略)</p> <p>1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(法人にあつては法人番号)(日本語・英語併記)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式 2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿</p>	<p>5～8(略)</p> <p>(別添 1、2)(略)</p> <p>(別紙様式 1 と畜場等設置者申請書様式)(略)</p> <p>1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式 2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿</p>

<p>(略)</p> <p>1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法人にあつては法人番号)(日本語・英語併記)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式 3、4)(略)</p> <p>(別紙様式 5 食肉輸出計画書)</p> <p>(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式 5 に同じ。)</p>	<p>(略)</p> <p>1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)</p> <p>2、3(略)</p> <p>(別紙様式 3、4)(略)</p>
--	--

対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱（平成27年6月11日食安発0611第1号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成27年6月11日 (最終改正日)平成28年6月3日</p>	<p>対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成27年6月11日</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 対バーレーン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対バーレーン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。 (略) (3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対バーレーン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対バーレーン輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。(略)</p> <p>(3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。</p>

- 51 -

<p>う場合にあつては、別添によることとする。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>(4)、(5)(略)</p> <p>(6) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p> <p>5、6(略)</p> <p>(別添)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略) 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(法人にあつては法人番号)(日本語・英語併記) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿 (略) 1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法</p>	<p>(2)(略)</p> <p>(3)、(4)(略)</p> <p>5、6(略)</p> <p>(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式) (略) 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記) 2、3(略)</p> <p>(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿 (略) 1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日</p>
---	--

- 52 -

<p>人 <u>にあっては法人番号</u>)(日本語・英語併記) 2、3 (略)</p> <p>(別紙様式3～4)(略)</p> <p>(別紙様式5 <u>食肉輸出計画書</u>) (略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p>	<p>本語・英語併記) 2、3 (略)</p> <p>(別紙様式3～4)(略)</p>
---	---

対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱（平成27年10月16日食安発1016第1号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成27年10月16日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対ミャンマー輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対ミャンマー輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて報告する。 (略) (3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合 <u>は、別添によることとする。</u> (2)(略)</p>	<p>対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱</p> <p>(作成日)平成27年10月16日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対ミャンマー輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定 (1)(略) (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、当該と畜場等を対ミャンマー輸出牛肉取扱施設として認定し(以下「認定と畜場等という。」、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。(略)</p> <p>(3)、(4)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食肉衛生証明書の発行 (1) ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。 (2)(略)</p>

(3) 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

(4)、(5)(略)

(6) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

5、6(略)

(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続

(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(法人にあっては法人番号)(日本語・英語併記)

2、3(略)

(3)、(4)(略)

5、6(略)

(別紙様式1 と畜場等設置者申請書様式)

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式2 都道府県知事等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

1 と畜場又は食肉処理場の名称、所在地及び施設番号(日本語・英語併記)

2、3(略)

(別紙様式3～5)(略)

(別紙様式6 食肉輸出計画書)

(略：対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)

(別紙様式3～5)(略)

対香港輸出肉の取り扱いについて（昭和44年4月7日環乳第7024号）新旧対照表

新	旧
<p>対香港輸出肉の取り扱いについて</p> <p>(作成日)昭和44年4月7日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別添様式1～4 (略)</p> <p>(別紙1)電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別添5に同じ。)</p> <p>(別紙様式 食肉輸出計画書) (略:対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱別記様式5に同じ。)</p> <p>(別紙2)食肉衛生証明書の発行及び取扱い上の留意点</p> <p>1. 検査に合格した食肉を選定施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、選定施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所は、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>2. 選定施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所は、発行した食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、当該原本の写し及び関係書類を1年間保管する。なお、未記入の食肉証明書様式については、不正等を防止する観点から、適切に管理する。</p> <p>3. 輸出者は、交付された食肉衛生証明書の原本を食肉に添付して輸出するものとし、証明書の交付後にロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p>	<p>対香港輸出肉の取り扱いについて</p> <p>(作成日)昭和44年4月7日 (最終改正日)平成22年5月10日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別添様式1～4 (略)</p>

<p>の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。</p> <p>2. 選定施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所は、発行した食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、当該原本の写し及び関係書類を1年間保管する。なお、未記入の食肉証明書様式については、不正等を防止する観点から、適切に管理する。</p> <p>3. 輸出者は、交付された食肉衛生証明書の原本を食肉に添付して輸出するものとし、証明書の交付後にロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。</p>	
---	--